

事務所だより

第109号
発行所
藤田社会保険
労務士事務所
京都市伏見区

ダブルワークの労災補償検討へ

厚生労働省の労働政策審議会労働条件分科会労災保険部会では、副業・兼業の増加に合わせ、複数就業者の労災認定と労災保険給付の在り方について検討をスタートさせました。

副業・兼業の現状

副業・兼業を希望する者は年々増加傾向にあるとされ、副業・兼業の形態も、正社員、パート・アルバイト、会社役員、起業による自営業主等さままでです。

一方、企業の多くは、副業・兼業を原則認めていません。企業が副業・兼業を認めるにあたっての課題・懸念として、自社の業務がおろそかになる、情報漏洩リスクがある、競業・利益相反になる、等が挙げられています。また、副業・兼業に係る就業時間や健康管理の取扱いのルールが分かりにくいとの意見もあります。

副業・兼業促進

ガイドライン

昨年十二月二十五日公表の「柔軟な働き方に関する検討会」報告では、副業・兼業の促進に関するガイドライン（案）が示されました。

その後、厚生労働省は平成三十年一月、副業・兼業について、企業や働く方が現行の法令のもとで留意すべき事項をまとめたガイドラインを作成しました。

このガイドラインには、副業・兼業は、労働者と企業それぞれの利点と留意すべき点のほか、副業・兼業に関わるその他の現行制度についても

記載されています。

現行制度の労災保険給付

労働者災害補償保険法（労災法）には、休業補償、障害補償、遺族補償等の労災保険の給付があります。事業主は、労働者が副業・兼業をしているかどうかにかかわらず、労働者を一人でも雇用していれば、労災保険の加入手続を行わなければなりません。

現在の労災法では、例えば副業先の事業場でケガをしても保険給付を受けられますが、給付額に関しては副業先の賃金だけが算定基礎とされています。業務起因性の認定でも、二事業場の労働負担を通算・評価する仕組みとなっていない。これは、労災保険制度が労働基準法における個別の事業主の災害補償責任を代行するものとして発足したものであるためです。

検討予定の論点

労災保険部会では、
①賃金合算による補償、
②複数就業による過労死救済等に関して次の論点を整理し

て議論を深める予定です。

《給付額》

・複数就業者の全就業先の賃金合算分を基に労災保険給付が行われないことについて、どう考えるか。

・複数就業者の全就業先の賃金合算分を基に労災保険給付を行う場合、労働基準法の災害補償責任について、どう考えるか。

《労災認定》

・複数就業者の全就業先の業務上の負担を合わせて評価して初めて業務起因性が認められる場合、労災保険給付が行われないことについて、どう考えるか。

・複数就業者の全就業先の業務上の負担を合わせて業務起因性の判断を行い、労災保険給付を行う場合、労働基準法の災害補償責任について、どう考えるか。

また、事故発生時の災害補償責任の分担等に関しても考え方を整理する必要があるとしています。



アウトソーシングしてみませんか？

《各事業所のニーズに応じてお選びいただけます。》

給与計算代行

毎月の給与や賞与の計算と付帯業務についてサポートいたします。

給与計算代行 + 社会保険関係手

給与計算には欠かせない入退社手続き等の関連手続きもサポートいたします。

給与計算代行 + 顧問契約

給与計算と各種手続きや労務相談・指導などトータルサポートいたします。

お申込み・お問い合わせは、藤田社会保険労務士事務所までご連絡ください。

社会保険資格の取得と喪失

Q 年金記録をみると、以前の勤務先の入社日と退職日が間違っていると思うのですが、どうしたらいいですか。当時の勤務先は、社長を含めて三人で、途中に社名変更（株式会社が付いた）と思います。一日八時間・週五日働いていました。

年金記録は『平成五年七月一日から平成八年四月一日』、勤務先の入社日は『平成四年四月一日』、勤務先の退職日は『平成八年三月三十一日』です。

A 年金記録とは、基礎年金番号に国民年金、厚生年金保険、共済組合のいずれかの年金制度にいつ加入し、納付・免除等しているのかをまとめたものです。

年金制度のうち、厚生年金保険と共済組合（平成二十七年十月一日からは厚生年金保険に一元化）に加入するには、勤務先が社会保険の適用事業所であることが前提です。

社会保険（年金制度を含む）に加入することを『資格取得』、外れることを『資格喪失』と

いいます。年金記録には資格取得と資格喪失それぞれの年月日が記載されています。

一日八時間・週五日で試用期間三か月の勤務で入社した場合、一日七時間・週五日で試用期間なしの勤務で入社した場合、いずれも資格取得日は入社日です。健康保険法第三十五条に「適用事業所に使用されるに至った日またはその使用される事業所が適用事業所となった日」と定められています。試用期間中であっても、入社日が社会保険の資格取得日となります。

資格喪失日は退職日の翌日です。最終出勤日後に有給休暇を消化して退職する場合には、有給休暇を消化し終わった日が退職日になります。（表参照）

ご質問の方は、勤務先での資格取得日が入社日ではなく『平成五年七月一日』となっていますが、入社日から後に社名変更され、株式会社が付いたとのこと。このような場合、入社時点では社会保険適用事業所ではなく、平成五年

七月一日が適用事業所となっている可能性があります。

ねんきんダイヤルまたは近隣の年金事務所を確認されるとよいでしょう。なお、資格喪失日は、年金記録どおり退職日の翌日の平成八年四月一日となります。

4月1日入社、9月28日（金）退職	資格取得日：4月1日 資格喪失日：9月29日
4月1日に入社、10月26日（金）が最終出勤、残有給休暇3日分を消化して有給休暇最終日に退職する場合	資格取得日：4月1日 資格喪失日：11月1日（退職日＝有給休暇最終日10月31日）

※土日公休、社会保険適用事業所勤務として

「全国労働衛生週間」の準備期間です

六十九回目の全国衛生週間

平成三十年全国労働衛生週間の準備期間に入りました。準備期間は九月一日から九月三十日までです。平成三十年全国労働衛生週間実施要

綱には、十月一日から十月七日までの本週間に向けて、各事業場では事業者と労働者が連携・協力しつつ、実施する事項が示されていますので、ご確認ください。

準備期間中に実施する事項

日常の労働衛生活動の総点検を行う。

ア 重点事項 【六事項】

イ 労働衛生三管理の推進等

【八事項】

ウ 作業の特性に応じた事項

【七事項】

エ 東日本大震災及び平成二十八年熊本地震に関連する労働衛生対策の推進

【三事項】

九月の労務手続 「提出先・納付先」

九月：障害者雇用支援月間

六日

○労働保険料の全期・第一期

分口座振替納付日

十日

○雇用保険被保険者資格取得

届の提出（八月に採用した労働者がいる場合）

【公共職業安定所】

○労働保険一括有期事業開始

届の提出（八月に一括有期事業を開始している場合）

【労働基準監督署】

十月一日

○八月分社会保険料の納付

【郵便局または銀行】

○日雇健保印紙保険料受払報告書の提出

【年金事務所】

○労働保険印紙保険料納付・納付計器使用状況報告書の提出

【公共職業安定所】

編集後記

平成三十年分公的年金等受給者用扶養親族申告書の様式変更の混乱から数か月。来年度の申告書が届く時期になりました。

今回は、前年分の内容が印刷されています。変更がなければ受給者氏名を記入、捺印するだけとなっています。

（ぎん）

藤田社会保険労務士事務所

〒612-8017
京都市伏見区桃山南大島町1-4-41-504

TEL・FAX 075-611-5300

e-mail
k-fujita@k-fujita-sr.com

URL <http://k-fujita-sr.com>